

大濱信泉記念館
指定管理者募集要項

令和2年9月
石垣市教育委員会

大濱信泉記念館指定管理者募集要項

大濱信泉記念館の管理について、大濱信泉記念館設置条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を募集する。

1 対象施設の概要

- (1) 名称：大濱信泉記念館
- (2) 位置：石垣市字登野城2番地の70
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造2階建て
- (4) 敷地面積：2,264.74 m²
- (5) 建築面積：540.74 m²
- (6) 延床面積：868.46 m²（内 91.08 m²は除外）
- (7) 開館日：1月4日から12月28日まで
- (8) 開館時間：

展示室	午前9時から午後6時まで
研修室 I・II	午前9時から午後10時まで
多目的ホール	

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定書で定める。

3 指定管理者の業務等

- (1) 記念館の設置目的を達成する業務
- (2) 展示室観覧者への説明業務
- (3) 記念館の利用許可に関する業務
- (4) 記念館の利用の取消し等に関する業務
- (5) 利用者への原状回復命令に関する業務
- (6) 利用料金の収受に関する業務
- (7) 利用料金の減免に関する業務
- (8) 利用料金の返還に関する業務
- (9) 記念館の附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (10) 教育委員会が管理上必要と認める業務
- (11) その他別紙仕様書のとおり

4 利用料金収入の取扱い

記念館の利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 施設の管理に係る費用

大濱信泉記念館の管理に係る費用については、年間 400 万円を上限として、収支予算書（様式第 4 号）において提示のあった金額を参考に、協定書で定め、指定管理者へ支払うものとする。

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、支払い時期や方法等は 協議のうえ、協定書で定める。

6 市と指定管理者の業務区分及びリスク区分

市と指定管理者の業務区分は別表 1、また、市と指定管理者の責任分担は別表 2 のとおりとする。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、業務区分及び責任分担を決定するものとする。

7 観覧者数、利用者数及び利用料収支状況の報告義務

展示室の観覧者数、研修室等の利用者数及び利用料の収支状況の報告を義務とする。

8 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 石垣市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 市内に主たる事務所を有する、又は設置する予定であること。
- (6) 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条又は 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触していないこと。
- (7) 暴力団でないこと、また代表者及び従業員等が暴力団員又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- (8) 労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入していること。（加入が義務付けられている団体の場合）
- (9) 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）
- (10) 本市又は他の地方公共団体から 2 年以内に地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の取消しを受けていないこと。

9 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

10 選定方法

大濱信泉記念館設置条例第 6 条の規定により、別表 3 の評価基準を用いて、石垣市指定

管理者選定委員会において総合的に審査を行い、その採点結果が最も高得点のものを指定管理者候補者に選定する。なお、総合計点数の6割を指定管理者候補者として選定することが出来る基準割合とする。(6割に満たない場合は選定しない。)

選定を行ったときは、その結果をすべての応募者に通知する。なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じないものとする。

1 1 提出書類

- (1) 記念館指定管理者指定申請書 (大濱信泉記念館設置条例施行規則 (第1号様式))
- (2) 申請団体の概要 (様式第2号)
- (3) 申請団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 申請団体の申請直前3年の収支 (損益) 計算書又はこれらに相当する書類 (既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- (5) 申請団体の申請前年度の貸借対照表及び財産目録 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (6) 義務履行証明書
- (7) 事業計画書 (様式第3号) 及び収支予算書 (様式第4号)。収支予算書は大濱信泉記念館収支決算資料 (別紙) を参考に作成。
- (8) 職員の配置計画 (様式第5号)
- (9) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (10) 代表者の身分証明書
- (11) その他教育委員会が必要と認めた書類

1 2 応募等に関する留意事項

- (1) 関係法令の遵守
応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 応募内容の変更禁止
提出期限後に、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、本市から申入れをした場合は除く。
- (3) 虚偽記載の取扱い
応募書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- (4) 応募書類の取扱い
応募書類は、返却しない。
- (5) 費用負担
応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- (6) 応募書類の著作権
応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、指定管理者候補者の選定の公表に必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 接触の禁止
選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、

失格となることがある。

(8) 資料の取扱い

教育委員会が提供する資料について、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、教育委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

(9) 施設見学

記念館の見学を希望する応募者（応募予定者含む）は、令和2年10月9日（金）までに下記の間合せ先に連絡すること。

(10) 質問及び回答

この募集に関する質問は、令和2年10月9日（金）までに質問書（様式第6号）を下記の間合せ先に送付すること。回答は、説明会において書面を配布する。

※電話又は口頭での質問は受け付けない。

13 今後のスケジュール

- (1) 募集要項の配布期間：令和2年9月24日（木）から令和2年10月23日（金）まで
- (2) 説明会：説明会は令和2年10月14日（水）午前10時に記念館多目的ホールで開催する。説明会参加申込書（様式第7号）に必要事項を記入のうえ、令和2年10月9日（金）までに申し込むこと（FAX又はEメール）
- (3) 申請受付期間：令和2年10月13日（火）から令和2年10月23日（金）午後5時まで
- (4) 選定期間：令和2年11月中
- (5) 指定：令和2年12月議会の議決を経て指定・協定書の締結
- (6) 管理開始：令和3年4月1日から

問い合わせ先

石垣市教育委員会・総務課

〒907-0012 石垣市美崎町16番地6

TEL 0980-87-5076、0980-82-2604

FAX 0980-82-0294

E-mail : kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp

(別紙)

大濱信泉記念館収支決算資料

過去3年間の実績

		予定数および予定額		実績		予定との差	
H 29 年度	利用者数	24,000	人	21,429	人	-2,571	人
	指定管理料 (A)	4,000,000	円	4,000,000	円	0	円
	施設利用料収入 (B)	4,000,000	円	4,333,100	円	333,100	円
	その他収入 (C)	0	円	0	円	0	円
	収入合計 (A+B+C)	8,000,000	円	8,333,100	円	333,100	円
	管理経費	7,600,000	円	7,598,655	円	-1,345	円
H 30 年度	利用者数	24,000	人	23,087	人	-913	人
	指定管理料 (A)	4,000,000	円	4,000,000	円	0	円
	施設利用料収入 (B)	4,000,000	円	4,572,800	円	572,800	円
	その他収入 (C)	0	円	0	円	0	円
	収入合計 (A+B+C)	8,000,000	円	8,572,800	円	572,800	円
	管理経費	7,600,000	円	7,590,523	円	-9,477	円
R 1 年度	利用者数	24,000	人	24,508	人	508	人
	指定管理料 (A)	4,000,000	円	4,000,000	円	0	円
	施設利用料収入 (B)	4,000,000	円	4,774,100	円	774,100	円
	その他収入 (C)	0	円	0	円	0	円
	収入合計 (A+B+C)	8,000,000	円	8,774,100	円	774,100	円
	管理経費	7,600,000	円	7,273,048	円	-326,952	円

別表 1

市と指定管理者の業務区分

業務の種類		業務内容	区分	
			市	指定管理者
記念館の維持管理	安全警備	機械警備・閉館・戸締り		○
	ごみ処理	ごみ収集・運搬		○
	清掃	館内外、敷地全体の清掃・美化		○
	清掃用具等	清掃に必要な用具や消耗品の準備		○
	電気・水道	光熱に関する消耗品の準備		○
	修理・修繕	施設・設備の修理・修繕（小規模なものを除く。）	○	
		施設・設備の修理・修繕（小規模なもの）		○
	会議室・研修室	設置備品の管理		○
	館管理委託業務	業者との委託契約・報告		○
	収蔵品管理	展示品、収蔵品の管理		○
消防設備	消防設備保安点検		○	
記念館の運営管理	観覧者への説明	展示室観覧者への説明		○
	施設貸出業務	会議室、ホール等の貸出、利用料徴収		○
	企画展実施	自主事業の企画運営		○
	安全巡視	利用者に対する定期的な安全巡視		○
	災害時の対応	待機連絡体制の確保、被害調査、報告・応急措置		○
本格復旧		○		
法的管理	許認可等	利用許可・不許可（特別な理由によるもの）	○	
		設置管理許可、占用許可	○	

別表 2

市と指定管理者のリスク区分

リスクの種類	リスクの内容	区分	
		市	指定管理者
支払い遅滞	利用料金の遅滞が生じた場合		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、津波、火災、争乱暴動その他、市、又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	維持管理基準等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	施設の維持管理・現状復旧を目的とした小規模修繕で、1 件あたり 10 万円未満のもの		○
	1 件あたり 10 万円以上のもの	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(指定管理を怠った場合)		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外の場合)	○	
利用者又は第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより、損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
	上記以外の事由による損害	協議事項	
収蔵品の紛失・損傷・盗難	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの(戸締り等)		○
	指定管理者の責めに帰することができない場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用		○

別表 3
評価基準

審査項目		評価
1 施設の設置目的が達成できるか【配点 各5点】		
①	・施設の設置目的と市が求める業務を理解した事業計画であるか	
	・事業計画書の内容は適切であるか（具体性はあるか）	
②	・公の施設の管理・運営にふさわしい運営方針をもっているか	
	・施設の周辺地域との連携及び配慮した事業計画であるか	
2 市民の平等の確保及びサービス向上が図られるか【配点 各5点】		
①	・利用者、使用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか	
	・特定の個人・団体等を優遇するおそれはないか	
②	・利用者、使用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか	
	・サービスの向上が図られ施設の効用を最大限発揮させることができるか	
3 施設の効率的な管理運営が図られるか【配点 各5点】		
①	・提案の事業計画内容に対し、適切な収支計画となっているか	
	・管理経費削減のための工夫は適切か（サービス低下を招かないか）	
②	・施設、設備の維持管理の方法及び管理業務に対する取り組みは適切か	
	・人件費の設定は適切か	
4 事業計画に沿った管理を安定的に行う組織体制及び経営能力があるか【配点 各5点】		
①	・管理責任者および管理体制は明確になっているか	
	・適切な人員配置、勤務体制がとられているか	
②	・団体の安全性、継続性はあるか	
	・安定した管理体制を提供できる財政基盤が構築されているか	
5 その他特記事項【配点 各5点】		
①	・施設をよりよくするための申請団体独自のアイデアがあるか	
②	・新たな収入確保に向けた独自の取り組みが提案できているか	
合計		/50

各評価項目について、5段階で評価を行い、総得点の結果により選定する。

5点：優秀である
2点：物足りない

4点：満足できる
1点：劣っている

3点：平均的である

大濱信泉記念館指定管理仕様書

大濱信泉記念館の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、大濱信泉記念館設置条例（以下「条例」という。）に基づき、大濱信泉記念館（以下「記念館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

2 記念館の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、記念館を管理運営するに当たり、次の各号に沿って管理運営を行う。

- (1) 大濱信泉元早稲田大学総長とこの地にゆかりのある石垣市名誉市民等に関する資料を収集、保存及び展示するとともに、地域の振興と市民の教育及び文化の発展に役立てる施設とすること。
- (2) 特定の個人や団体及びグループの施設利用に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効率的、効果的な運営を心掛け、経費の節減に努めること。
- (4) 個人情報 の適切に取り扱うこと。
- (5) 地域住民や利用者の意見・要望を反映させること。

4 管理面積

777.38 m²（教育研究所等 91.08 m²を除く面積）

- （内訳）・ 1 F 465.49 m²（教育研究所 58.32 m²は除く）
- ・ 2 F 386.97 m²（図書室 32.76 m²は除く）
- ・ 塔屋 16.0 m²

5 その他管理面積

- ・ 中 庭 220.0 m²
- ・ 駐車場 普通 24 台

6 法令等の順守

記念館の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 大濱信泉記念館設置条例
- (3) 大濱信泉記念館設置条例施行規則
- (4) 大濱信泉記念館指定管理者事務取扱要綱

7 指定管理者の業務等

記念館の管理運営には、指定管理者の職員を1人常駐させ、次の各号の業務を遂行する。

- (1) 記念館の設置目的を達成する業務
- (2) 展示室観覧者への説明業務
- (3) 記念館の利用許可等に関する業務
- (4) 記念館の附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 教育委員会が管理上必要と認める業務

8 管理経費等について

記念館の管理経費は、利用料金収入、指定管理料及びその他収入による独立採算を基本とする。

(1) 収入について

ア 条例第17条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

イ 記念館の管理経費に相当する金額を指定管理料として支払う。ただし、当該年度の予算額を限度とする。

ウ 指定管理者の企画による販売その他の事業収入は、指定管理者の収入とする。

(2) 支出について

ア 記念館の管理に必要なすべての経費は、利用料金、委託料、その他収入をもって充てる。

イ 教育研究所部分にかかる光熱費及び蛍光灯は指定管理者負担とする。

ウ 大規模修繕及び基幹改良に必要な経費は、管理経費に含まれないものとする。

エ 指定管理者は、会計年度終了後30日以内に事業の報告を行う。

オ 教育委員会は、必要に応じて管理の状況を検査することができる。

9 観覧者数、利用者数及び利用料収支状況の報告

展示室の観覧者数、研修室等の利用者数及び利用料の収支状況の報告を義務とする。

10 物品等の帰属

(1) 指定管理者が、指定期間中に記念館の管理に必要な物品等を管理経費から購入した場合は、指定管理者の所有に帰属する。

(2) 指定管理者は、教育委員会の所有に属する備品については、「石垣市物品管理規則」に定める台帳等を備えてその保管にかかる物品を整理しなければならない。

11 展示遺品等

大濱信泉元早稲田大学総長の展示遺品や石垣市名誉市民等の資料は別途提示する。

12 その他

その他この仕様書に記載のない事項については、教育委員会と協議する。